年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は16万3,000円、17年7月7日は5万円及び18年7月31日は16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日

- ② 平成15年12月3日
- ③ 平成16年7月26日
- ④ 平成16年12月7日
- ⑤ 平成17年7月7日
- ⑥ 平成18年7月31日

私は、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の 預金通帳、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書を提出 するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 16 年度から 19 年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書 (平成 15 年度から 18 年度までの所得分)における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、

いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記元同僚の賞与明細書及び申立人から提出された預金通帳の記録により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 10 万円、同年 12 月 3 日は 8 万円、16 年 7 月 26 日は 12 万円、同年 12 月 7 日は 16 万 3,000 円、17 年 7 月 7 日は 5 万円及び 18 年 7 月 31 日は 16 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B厚生年金基金及びC健康保険組合は、「当該事業所からは、申立人を含め加入者全員の申立期間に係る賞与支払届出の事実は確認できない。」と回答しているものの、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年3月26日まで 私は、年金事務所から、年金記録の照会を受けて確認したところ、申 立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることが分かった。昭和 44年10月から平成11年11月まで、B社に継続して勤務していたので、 申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間当時の辞令、永年勤続に係る表彰状及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和45年3月26日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所(当時)の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社へ異動した 13 人全員に厚生年金保険加入期間の欠落が確認でき、資格の得喪に係る事業主の届出誤りが認められることから、事業主が昭和45年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年11月30日まで 日本年金機構からの連絡により、平成7年12月から9年10月までの 標準報酬月額が、同年12月2日に59万円から9万2,000円に引き下げ られていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年12月から9年10月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(9年11月30日)より後の同年12月2日付けで、7年12月1日に遡及して9万2,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間を含む前後の期間においてB(役職)であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、部署が違うので、健康保険及び厚生年金保険の事務手続に関わりがなかった。社会保険事務所に対する訂正処理の事務手続や書類の作成等は、事業主及び事業主の息子が行っていた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、C年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、当該事業所は、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人のほかに複数の元同僚が平成9年12月2日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できるところ、申立人から提出された「平成8年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成9年度

市民税・県民税特別徴収税額の通知書」において、申立期間のうち平成8年1月から同年12月までの給与から、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年3月から同年9月までは41万円、同年10月から9年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年4月1日まで 申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、調査の 上、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年3月から同年9月までは41万円、同年10月から9年3月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(9年4月1日)より後の同年4月7日付けで、7年3月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿によると、申立人は当該事業所のB(役職)であったことが確認できるが、申立人は、当該事業所において雇用保険の加入記録が確認できる上、当時の事業主は、「社会保険料の滞納があった。厚生年金保険の届出事務は自分一人で行っており、申立人はC(業務)の責任者であり、遡及訂正処理に関与していない。」と回答していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額が遡及訂正されている元役員から 提出された申立期間の一部の給与明細書では、遡及訂正前の標準報酬月額 に対応する厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認でき る。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処

理を行う合理的理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年3月から同年9月までは41万円、同年10月から9年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支店における厚生年金保険被保険者の 資格取得日は昭和54年10月30日であると認められることから、申立期 間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月30日から同年11月1日まで 私は、昭和41年5月にD社(当時)に入社して以来、平成10年12 月31日にA社を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、 同社E支店から同社C支店に転勤した昭和54年10月が厚生年金保険の 被保険者期間となっていないのは納得できないので、調査の上、被保険 者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく 回答書から判断すると、申立人が申立期間にA社C支店に継続して勤務し ていたことが認められる。

また、F企業年金基金から提出された「被保険者(社保)記録/厚生年金基金記録異動記録突合結果リスト」によると、申立人のA社C支店における厚生年金基金の資格取得日の記録は、当初、昭和54年10月30日と記録されていたが、厚生年金基金の代行返上時に、社会保険事務所(当時)の記録と不一致となったことから同年11月1日に訂正されたことが確認できる。

さらに、F企業年金基金の回答等から判断すると、A社では、申立期間 当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出に おいては、複写式の届出様式を使用していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和54年10月30日

に、A社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出 を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録及び申立人のA社C支店における昭和54年11月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4398

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

私は、昭和55年又は56年頃にA市役所B支所で、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、定期的に夫の分と一緒に最寄りの金融機関で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年又は56年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、61年3月頃に行われたものと推認でき、同時点で、申立期間のうち58年12月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、A市役所B支所において、夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の夫の手帳記号番号の払出しは、前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年7月頃と推認でき、申立人の夫の手帳記号番号の前後50番の記録を確認したところ、申立人の氏名は存在せず、欠番等不自然な記録は見受けられないことから、夫婦同時に加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで 私は、A社に昭和55年8月31日まで勤務し、間を空けることなく次 の会社に移ったはずなのに、同年8月の厚生年金保険の被保険者記録が 無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和55年8月31日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人の当該事業所における離職 日は、昭和55年8月30日であることが確認でき、厚生年金保険、厚生年 金基金及び健康保険の資格喪失記録と符合している。

また、当該事業所は既に解散し、当時の資料は無く、申立期間当時の事業主に確認しても、申立人を覚えているものの、勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、申立期間当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者 20 人に照会したところ、8人から回答があり、そのうち3人が申立人のことを覚えていたものの、申立人の退職日及び当該事業所の厚生年金保険の資格喪失日に関する具体的な事務処理方法について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月7日

私は、A社に、平成17年4月1日から20年4月15日まで在籍し、B(職種)として、同社が経営していたC事業所に勤務していた期間のうち、銀行預金通帳で確認できる17年7月7日の振込額13万5,000円は、賞与であるので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「銀行預金通帳で確認できる平成 17 年 7 月 7 日の 13 万 5,000 円の振込金額は、賞与である。」と主張している。

しかし、申立人は、賞与明細書を保管しておらず、A社の破産管財人は、 賃金台帳等の資料を保管していない旨、回答していることから、厚生年金 保険料の控除について確認できない。

また、複数の元同僚から提出された平成 17 年7月支給分賞与明細書及び銀行取引明細書により、同年7月7日振込の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の居住地を管轄する税務署が保管する申立人に係る「平成 17 年分給与所得の源泉徴収票」における社会保険料の金額は、オンライン記録上の標準報酬月額及び標準賞与額から推計される年間の社会保険料に対して不足する金額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から7年7月1日まで 私は、平成2年7月3日から7年6月末日まで、A市のB社(C事業所)のD(役職)であったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社に継続して勤務していたと主張しているところ、当該事業所の商業登記簿謄本により、平成3年7月26日付けでE(役職)を辞任していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、平成2年7月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、被保険者資格喪失日と同日の平成3年7月31日付けで、F市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月18日から11年10月1日まで 私は、昭和62年10月1日から平成11年10月1日まで、A市のB組 合C事務所に勤務していたが、9年10月18日以降の厚生年金保険の被 保険者記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成11年10月1日付けD地方裁判所の和解調書によれば、「原告(申立人)は、本日(平成11年10月1日)、被告組合(B組合)を退職する。」旨の記載が確認できるところから、申立人は、申立期間について、当該組合に在籍していたことが確認できる。

しかし、上記和解調書によると、申立人がB組合に対して有する退職金請求債権と当該組合が申立人に対して有する貸金債権とを対当額で相殺することに合意する記載はあるものの、厚生年金保険の取扱いに係る記載は確認できない。

また、申立人は、「申立期間は、組合に出勤を拒否されていたので、勤務はしていない。」と供述している上、申立期間当時の給与明細書等厚生年金保険料控除を確認できる資料を保持していない。

さらに、和解当時の理事は、「申立期間に、申立人に給与を支払っておらず、厚生年金保険料を控除していない。なお、退職金の支払いは認めたが、他の債権と相殺している。」と供述し、複数の元同僚は、「申立人は、平成9年10月頃、出勤停止になった。また、組合は、11年3月に閉鎖し、全員解雇された。」と供述している。

加えて、申立人は、平成9年10月18日に、E市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。